

二酸化炭素排出量削減及び不要物のアップサイクルスキームの検証並びに災害対応力強化に関する協定

狛江市（以下「市」という。）並びに株式会社アマノ（以下「アマノ」という。）、国立大学法人大阪大学環境安全研究管理センター（以下「大阪大学」という。）、及び伊藤忠プラスチック株式会社（以下「伊藤忠」という。）は、2050年脱炭素社会の実現に向けた取組と、活用しなければ不要となるもの（以下「不要物」という。）のアップサイクルスキームの検証及び災害対応力強化を図るため、次の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市並びにアマノ、大阪大学及び伊藤忠が相互の連携のもと、効果的な取組を推進することにより、二酸化炭素排出量削減と、革新的な不要物処理方法を実践することにより新たな不要物のアップサイクルスキームを確立し、もって地球環境課題の解決に寄与すること、合わせて災害時における課題解決を図ることを目的とする。

（実施方法）

第2条 市並びにアマノ、大阪大学及び伊藤忠は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

（1）市の役割

- 低熱分解型アップサイクルユニット「CA-CO3」（以下「CA-CO3」という。）の設置場所を提供すること。
- 「CA-CO3」に投入するため公共施設等から発生する不要物を収集すること。
- 「CA-CO3」の運営状況等について、広く周知すること。
- アマノ及び伊藤忠と協議し、適当と認める事業者からの不要物を受け入れること。

（2）アマノの役割

- 「CA-CO3」1台を無償で市に提供し、運営を行うこと。
- 円滑に事業を実施するために必要な国等の制度に関する申請等を行うこと。

（3）大阪大学の役割

- アマノと協力し、「CA-CO3」の開発及び応用、改良について、知見、アイデアを提供すること。

(4) 伊藤忠の役割

- 災害対応力強化に向けた市の取組に協力すること。
- 市及びアマノとの連絡調整を行うこと。

(5) その他本協定の目的達成に資すると認められる事項に関すること。

- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、市並びにアマノ、大阪大学及び伊藤忠の協議の上、決定するものとする。
- 3 市並びにアマノ、大阪大学及び伊藤忠は、本条第1項に掲げる各当事者の役割を遂行する上で発生する費用について、各当事者がそれぞれ負担するものとする。
- 4 本協定による取組を円滑に実施するため、市並びにアマノ、大阪大学及び伊藤忠は定期的に協議を行うものとする。

(秘密の保持)

第3条 市並びにアマノ、大阪大学及び伊藤忠は、本協定に基づき知り得た秘密の情報を、市並びにアマノ、大阪大学及び伊藤忠以外の者に対し、漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協定内容の変更)

第4条 市並びにアマノ、大阪大学及び伊藤忠のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の60日前までに、市並びにアマノ、大阪大学及び伊藤忠から何らかの申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び必要な事項について、市並びにアマノ、大阪大学及び伊藤忠が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月10日

東京都狛江市和泉本町1丁目1番5号

狛江市

狛江市長

松原 俊



東京都千代田区丸の内3丁目2番2号 二重橋スクエアビル2階

株式会社 アマノ

CEO 経営責任者

天野 正



大阪府吹田市山田丘2-4

国立大学法人 大阪大学環境安全研究管理センター

教授

芝田 晋也



東京都千代田区一番町 伊藤忠ビル6F

伊藤忠プラスチック株式会社

執行役員 包材第三本部長

達英

